

1 要綱

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項について
- (2) その他委員会が必要と認めた事項について

(組 織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから鎌倉市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 地区社会福祉協議会 | (9) 子育て支援グループ |
| (2) 鎌倉市自治町内会総連合会 | (10) 鎌倉保健福祉事務所 |
| (3) 鎌倉市民生委員児童委員協議会 | (11) 鎌倉市自主防災組織連合会 |
| (4) 社会福祉施設 | (12) 地域包括支援センター |
| (5) 鎌倉市ボランティア連絡協議会 | (13) 鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉） |
| (6) 福祉当事者団体 | (14) 一般企業 |
| (7) 鎌倉市市民活動センター運営会議 | (15) 学識経験を有する者 |
| (8) 住民参加型在宅サービス実施団体 | |

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

4 計画の策定上、意見を聴く必要があるときは、委員会に学識経験を有する助言者を置くことができる。

(職 務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 助言者は、計画の策定に関する助言を行う。

(委員等の任期)

第5条 正副委員長及び委員の任期は、計画が策定されるまでの間とする。

2 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員を委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹 事)

第7条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、鎌倉市役所職員又は鎌倉市社会福祉協議会職員のうちから、鎌倉市長又は鎌倉市社会福祉協議会会長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事項について、委員を補佐する。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、鎌倉市役所内及び鎌倉市社会福祉協議会内に合同事務局を置き、鎌倉市役所職員及び鎌倉市社会福祉協議会職員が処理に当たる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

平成27年3月17日現在

(敬称略)

	氏名	所属団体・役職	備考
1	荒川 登美子	鎌倉市ボランティア連絡協議会 副会長	
2	伊藤 正一	湘南信用金庫 鎌倉営業部 営業部長	
3	岩佐 勝司	鎌倉市自主防災組織連合会 副会長	
4	奥村 徹也	鎌倉市自治町内会総連合会 監事	
5	◎川上 富雄	駒澤大学文学部社会学科 准教授	作業部会委員
6	小泉 親昂	地区社会福祉協議会 部会長	作業部会委員
7	国分 哲男	鎌倉市肢体不自由児者父母の会代表	作業部会委員
8	鈴木 義雄	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉) 副会長	
9	田中 聖子	社会福祉法人聖テレジア会 地域包括支援センター聖テレジア 管理者	作業部会委員
10	○谷本 紀久美	鎌倉ホームヘルプ協会 ベルの会 理事長	
11	西崎 猛之	社会福祉法人鎌倉静養館 軽費老人ホーム鎌倉静養館 施設長	作業部会委員
12	野沢 澄夫	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉部長	
13	長谷川 節子	かまくら子育て支援グループ懇談会 副代表	作業部会委員
14	山井 照久	鎌倉市民生委員児童委員協議会 副会長	
15	渡邊 公子	鎌倉市市民活動センター運営会議 理事長	作業部会委員

◎…委員長 ○…副委員長

3 策定経過

策定委員会等

第1回委員会

開催日：平成26年4月25日（金）15：00～17：00

- 議 題
- 1 正・副委員長の選出について
 - 2 計画の一体化について
 - 3 策定委員会要綱について
 - 4 活動計画の策定方針と今後のスケジュールについて

5月～7月 地区社協、当事者団体へのヒアリング・アンケートの実施

第2回委員会

開催日：平成26年7月25日（金）14：00～16：00

- 議 題
- 1 今後のスケジュールについて
 - 2 ヒアリング及びアンケート結果について
 - 3 計画素材及び体系図について

8月 民生委員児童委員、NPO団体、福祉施設、障害者相談支援事業所、地域包括支援センターへのアンケートの実施

第3回委員会

開催日：平成26年9月26日（金）14：00～16：00

- 議 題
- 1 制度改正等に伴う対応について
 - 2 支援団体・活動団体アンケート結果について
 - 3 計画素案及び体系図について

第4回委員会

開催日：平成26年10月31日（金）14：00～16：00

- 議 題
- 1 基本理念と重点目標について
 - 2 第4次地域福祉活動計画体系図（案）について
 - 3 計画の基本骨格について

第5回委員会

開催日：平成27年1月9日（金）14：00～16：00

- 議 題
- 1 第4次地域福祉活動計画体系図（案）について
 - 2 意見募集の実施について

2月9日（月）～2月27日（金）意見募集の実施

第6回委員会

開催日：平成27年2月27日（金）10：00～12：00

- 議 題
- 1 意見募集の状況について
 - 2 市及び市社協の取組みについて

第7回委員会

開催日：平成27年3月17日（火）14：00～16：00

- 議 題
- 1 第4次地域福祉活動計画（案）の確定について
 - 2 計画の名称について
 - 3 計画の推進体制について

作業部会

- 第1回** 平成26年7月25日（金） 今後のスケジュールについて
- 第2回** 平成26年8月4日（月） 追加アンケートの対象（NPOや福祉施設、民協等）や内容、方法について
- 第3回** 平成26年9月1日（月） アンケート結果の報告と計画への反映について
- 第4回** 平成26年10月3日（金） 目標（重点施策）の見直しと体系図の構成について
- 第5回** 平成26年10月15日（水） 計画の柱ごとの課題と解決に向けた取組みの方向性について
- 第6回** 平成26年11月11日（火） 計画の柱ごとの取組みの方向性と各主体に期待される役割について
- 第7回** 平成26年11月19日（水） //
- 第8回** 平成26年11月26日（水） 計画の柱ごとの各主体に期待される役割について
- 第9回** 平成26年12月3日（水） //
- 第10回** 平成26年12月10日（水） //
- 第11回** 平成26年12月17日（水） 市と市社協が果たすべき役割と体系図のまとめについて
- 第12回** 平成27年3月2日（月） 計画の柱ごとの市と市社協の取組みについて

4 福祉関係団体等へのヒアリング・アンケート実施結果

(1) 地区社協、当事者団体へのヒアリング・アンケート

- ア 実施期間 平成26年5月29日～平成26年7月1日
- イ 実施対象団体 ● 地区社協
(第一、大町、材木座、第三、腰越、西鎌倉、深沢、大船、玉縄)
- 当事者団体
(ヒアリング…青い麦の家、DS虹の子会、福祉教育ネット
アンケート…鎌倉腎友会、かまくらりんどうの会、鎌倉市自閉症児者父母の会、鎌倉市肢体不自由児者父母の会、鎌倉市老人クラブ連合会、鎌倉市身体障害者福祉協会、鎌倉和楽会)
- ウ 意見等

〔第一地区社協〕

- ・ 各種サロン活動や世代間交流事業を実施しているが、鎌倉駅西口側は活動できる場が少ない
- ・ 民生委員、関係団体、施設等とのネットワークの構築が課題
- ・ 民生委員が中心になって見守り活動を実施。地区社協はサポート役
- ・ 介護予防のための健康体操等の各種教室を実施
- ・ 会員の資質向上のための研修会を開催

〔大町地区社協〕

- ・ 各種サロン活動を実施。課題としては運営資金と人材不足
- ・ 一人暮らし高齢者の生活支援(除草、雪かき、電球取り換え、買物等)の体制整備が課題
- ・ 災害時の対応を検討することが緊急課題
- ・ 人材は育成というより発見。鎌倉は講師などの人材は豊富

〔材木座地区社協〕

- ・ 未就学児と親を対象としたサロン活動や世代間交流事業等を実施
- ・ 一人暮らし高齢者の実態把握(情報収集)が難しい
- ・ 地域福祉懇談会や地域ケア会議を今後開催していく予定
- ・ 会員の資質向上のための研修会を開催

〔第三地区社協〕

- ・ 各種サロン活動や世代間交流事業を実施
- ・ 福祉施設と連携して一人暮らし高齢者の会食会を実施
- ・ 課題としては昼間の一人暮らし高齢者の問題
- ・ 個人情報の収集が難しい
- ・ 配食は宅配業者も参入し、低廉であるため、今後のあり方を考えていく必要がある

〔腰越地区社協〕

- ・サロン活動や地域のお祭りなどの催しに積極的に参加しているほか、世代間交流事業を実施
- ・サロンを運営する人材(ボランティア)の不足が課題
- ・ボランティアセンターを運営。庭木の伐採、掃除、ペンキ塗り等の生活支援を実施
- ・今後増加すると思われる認知症高齢者への対応と災害時の対応が課題
- ・地域福祉懇談会や地域ケア会議を開催し、地域と情報共有している
- ・会員の資質向上のための研修会を開催

〔西鎌倉地区社協〕

- ・サロン活動「ひだまり」を実施
- ・西鎌倉小学校と共催で体験学習を実施
- ・事業を継続的に展開できる施設や社協としての活動拠点が無いことが課題
- ・個人情報収集が難しい
- ・ボランティアの高齢化

〔深沢地区社協〕

- ・サロン活動として「深沢キッズネット」を実施
- ・一人暮らし高齢者を対象に会食会・配食サービスを実施
- ・サロンを開催するための会場確保や運営資金、人材不足が課題
- ・災害時の対応が課題
- ・会員の資質向上のための研修会を開催

〔大船地区社協〕

- ・サロン活動として「子育て広場」を実施
- ・町内会のお祭り等に参加協力
- ・サロンを運営するための活動場所と人材の不足が課題
- ・地区ボランティアセンターの「家庭班」「緑班」「団体班」「車椅子班」の4班が生活支援のための活動をしている
- ・生活支援活動で使用する機材の置き場が無いことや、個人情報の収集が難しいことが課題

〔玉縄地区社協〕

- ・各種サロン活動や世代間交流事業を実施しているが、大人数で集える場所が無い
- ・サロン活動等に若いボランティアの参加が無い
- ・地区ボランティアセンターで生活支援として草刈りや大工仕事等を実施
- ・要援護者等の個人情報の収集が難しいことが課題
- ・地域ケア会議として「玉縄地域福祉ネットワーク会議」を開催
- ・ボランティア研修を終えても活動できる場が少ない

【当事者団体】

【団体運営について（課題・問題点・改善すべき点）】

- ・会の組織率が低い。従来は作業所の活動を行ってきた。現在はダウン症への理解を深める啓発活動を行っている。後継者の育成が課題である（DS虹の子会）
- ・会員の高齢化、減少（鎌倉腎友会）
- ・介護相談体制の整備。活動拠点の整備。公的機関との連携。活動担い手の高齢化。地域で一人暮らしなどの実態がわからないこと（かまくらりんどうの会）
- ・昔と異なり、会員の年齢差（障害者も含め）が拡大しており、それぞれのライフステージに応じて抱える問題が異なること（鎌倉市肢体不自由児者父母の会）
- ・会員は70名いるが、運営委員のなり手がいない。精神障害の子を持つ親は周囲に気づかれないうように潜在化する場合がある。一人で悩まないでそういう人たちにこの会に参加して欲しい（青い麦の会）
- ・新規入会者がなかなかいない。法律により支援が多岐にわたり、親同士の団結は不要とされているのではないかと考えられる。また、会員の高齢化により活発な活動ができなくなっている（鎌倉市自閉症児者父母の会）
- ・若いお母さんが入会してこない。自分たちの活動を理解してもらいたい。子供の先行きが心配で成年後見制度について学んでいる（福祉・教育ネット）

【団体運営について（解決策の提案）】

- ・災害時避難所との協力（DS虹の子会）
- ・意欲的なボランティアを募る（鎌倉腎友会）
- ・まず、地域の人たちや団体の会員たちと膝を交えて話し合うこと。このアンケートでは「行政・社協との連携」とか「市及び社協に不足している…」という表現があるが「社協・行政との…」 「社協及び市に不足…」と社協の主体性をまずは打ち出すべきであろう。「地域福祉の主流化」が進む中、全市でというよりは日常生活圏での具体的な対応が必要である（かまくらりんどうの会）
- ・年代別・受けている福祉サービス等により、それに対応した勉強会、研修会の内容を変えている（鎌倉市肢体不自由児者父母の会）
- ・情報の伝達手段で良い方法があれば教えて欲しい。ホームページは更新作業があるので時間のない自分達では無理。アドバイスが受けられれば良いのだが（福祉・教育ネット）

【地域や行政・社協との連携に関して（課題・問題点など）】

- ・社協には仕事の継続性をお願いしたい。30年間の関係を保ってきたので、団体と社協との間において良い人間関係を保って欲しい（DS虹の子会）
- ・災害時および非常時への対応が無力（鎌倉腎友会）
- ・認知症という病気に対する地域の人たちの理解促進と啓発活動が必要。併せて、介護保険制度を知らない人たちがまだまだたくさんいるという現実、家庭訪問など、きめ細かい継続的な対応が必要。地域での協力体制の確立。自助を支える互助・公助の在り方の議論と具体的な実施を。特に社協には期待するところ大である。
それに伴い、地震時の災害が起こった際の社協・行政の具体的な取り組みが知りたい。とにかく、何かというと「地域・地域で…」というが、会員の中には「私たちは地域で何をすればいいの、何ができるの」という声が多い。具体的に「りんどうの会では地域でこの部分を担ってほしい」というように実践につながるような話し合いを期待する（かまくらりんどうの会）

- ・団体の活動状況（内容）を多くの団体及び人に知って欲しい（鎌倉市老人クラブ連合会）
- ・社協は障害者問題に取り組んでこなかったことから、障害者団体及び福祉施設等からあてにされない存在になってしまっていること（鎌倉市肢体不自由児者父母の会）
- ・市や社協に精神障害について必要に応じアドバイスができる専門的な職員がいると有難い。もっと多くの人に精神障害について理解を深めてもらうような働きかけ（PR）をして欲しい（青い麦の会）
- ・専門職としてのケースワーカーが絶対的に不足している。行政職員の方の異動により欲しい情報が得られない時がある（鎌倉市自閉症児者父母の会）
- ・土、日、祝日が休みになっていること（鎌倉市身体障害者福祉協会）
- ・地域の方に高齢者や障害を持っている人が困っていることを知って欲しい。災害時に社協はどういう対応ができるのか。避難場所は支援が必要な立場の人のことを考えて設置して欲しい（福祉・教育ネット）

【地域や行政・社協との連携に関して（解決策の提案）】

- ・人と人のつながりを大切にする（DS虹の子会）
- ・学生の卒業必須単位を与えて力を貸してもらう（鎌倉腎友会）
- ・民間の福祉活動のまとめ役としての社協の活動をもっと見えるように工夫すべきと思う。地域を走り回って頑張っている中間組織がたくさんある。地区社協も頑張っている。認知症やそれぞれの障害別の団体との関わりをもっと緊密にすべきであろう。特に、災害など緊急時の対応が一番気になっており、団体としても具体的に何かをできるはずと思っている。会員も地域での一生活者。日常生活の継続性という意味合いからも日常生活圏での活動を意識していきたい（かまくらりんどうの会）
- ・社協がこれから本格的に障害者問題に取り組む覚悟があるのか。要は覚悟の問題。覚悟をして、社協の担うべき役割を自ら表明し第4次障害者福祉サービス検討委員会に取り組みなければ、今後障害者問題に参入する機会を完全に失う（鎌倉市肢体不自由児者父母の会）
- ・障害特性を理解した専門職の方（ケースワーカー）を囑託でも良いから配置して欲しい。親の会出身の福祉相談員等を有効に活用し保健所、病院、警察等への働きかけや、当事者の住宅訪問、視察、調査等をする。異動のない専門職の配置。異動した場合の引継ぎ（鎌倉市自閉症児者父母の会）

【制度変更などについて（課題・問題点など）】

- ・ダウン症について理解してもらうための啓発等、環境を整えてもらいたい。お寺の清掃などに従事している障害者団体もある。そうした社会とのかかわりがダウン症の人の自信にもつながるし経済支援にもなる（DS虹の子会）
- ・介護保険制度の要支援1・2が国の事業から市の地域支援事業に移管されること（鎌倉腎友会）
- ・介護保険制度の改正に伴い、住宅・地域での生活を継続せざるを得ない認知症患者が増えてくる。災害時の対応や日常生活上の問題（ゴミの分別など）についての支援体制を具体的に考え実行していく必要がある。要支援者に対する介護サービスの市町村事業化に対しては、大いなる危惧を抱いている。これは、認知症患者だけの問題ではない。公的制度の利用がますます厳しくなることが予想されるなか、地域で何かをしなければならぬと思いつつも、何から始めればいいのか、そのきっかけを掴めないでいる。当会の会員も地域の生活者の一員として地域で支える、支えられる体制作りに加わっていききたい。そのため、社会福祉協議会の力を借りたい（かまくらりんどうの会）

- ・ 該当者が戸惑いのないよう、制度変更の内容について様々な広報手段で周知するようにお願いしたい(鎌倉市老人クラブ連合会)
- ・ 障害者基幹相談支援センター等の設置に関し、社協がその中心となりえるのか。制度変更に伴い、社協がどこまでついて来られるか(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)

【制度変更などについて(解決策の提案)】

- ・ 広報や福祉バザーのときのPR。定期的な講座の開設等。公的機関との交流(DS虹の子会)
- ・ 社協がこれから本格的に障害者問題に取り組む覚悟があるのか。要は覚悟の問題。覚悟をして、社協の担うべき役割を自ら表明し第4次障害者福祉サービス検討委員会に取り組みなければ、今後障害者問題に参入する機会を完全に失う(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)

【団体として今後の方向性について】

- ・ 社協がもう少し現場に入っていくことが必要で、色々な団体の特徴を理解してサポートしていくべきである。若い人は古い組織に入りたがらない。団体が活性化すれば社会も明るくなる(DS虹の子会)
- ・ 透析者がいなくなることはありません。地道により良い医療、支援を求めています(鎌倉腎友会)
- ・ 全市一本の活動から、日常生活者の視点で、地域活動を考えていく必要性を感じている(かまくらりんどうの会)
- ・ 障害者政策の変更が数多くなされることから、その内容と今後の問題点を研修していくこと(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)
- ・ 今まで通りの活動を行っていく(青い麦の会)
- ・ 親亡き後の本人の生活を豊かにするための対策を考える。住まい、後見人、ヘルパーの利用等。人権侵害を考える(鎌倉市自閉症児者父母の会)
- ・ 難聴の方はたくさんいらっしゃると思います。もう少し会の輪が広がればよいと思います(由比の会)
- ・ 交流を深めること(鎌倉市身体障害者福祉協会)

【今後活動を行っていく上でのポイントについて】

- ・ 団体部会に参加しない団体について、情報収集をして社協がアプローチする必要がある。医療ミスにより障害を持った人たちの団体があるかもしれない(鎌倉腎友会)
- ・ 会員の減少、高齢化(鎌倉腎友会)
- ・ 社協と福祉団体と地域生活者との連携のための具体的な実践が必要である。まずは社協職員が地域や団体の活動や会議に積極的に参加して欲しい。地域や団体が何を考え、何をしているかを知ることから始めるべきである。地域活動は、信頼関係の構築に尽きると考えている(かまくらりんどうの会)
- ・ 重度障害者を抱える父母の会では、子供の急変等により、研修会の参加者の人数が日によってまちまちであること、これは致し方ないことと思う(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)
- ・ 会員の高齢化により、本人の世話と親の介護(離れた地域の)をしなければならなくなり、活動がままならない。会員の子供の属する団体(学校、施設等)で活動しているので、親の会で活動する時間が無い(鎌倉市自閉症児者父母の会)
- ・ だんだん高齢化していること(鎌倉市身体障害者福祉協会)

- ・ 情報発信の手段。チラシを配布したくても自分達で保育園や学校を回る必要がある。どこかそういうチラシを配ってもらえる窓口があれば助かる(福祉・教育ネット)

【地域福祉を推進するうえで市及び社協に不足している施策や、今後重点的に推進すべき施策について】

- ・ すぐには無理だろうが、ケアマネの収益性を考えて、介護事業をやめる方向で検討したほうが良い。社協内の人間関係、信頼関係を醸成し、地域福祉を大切にしていけるべきだ。地区社協との連携の強化を期待する(DS虹の子会)
- ・ 自治会と連携して、近所づきあいを活発にする(鎌倉腎友会)
- ・ 地域福祉の推進は、地域の人たち・地域で活動している団体・福祉施設等との信頼関係が構築できるかできないかにかかっている。今後の施策推進にあたっては、地域・団体との接触を多くすること。地域・団体等の人たちの声を丁寧に拾うこと。具体的な課題の共有化を図ること。例えば、地区社協担当として職員を貼り付け、地区社協の動きと行動をできるだけ共にすること。職員の数が足りないということを言い出すだろうが、地域福祉係に限らず総務の職員でもできるだけ貼り付けるようにする。職員一人で複数の地区社協を持たせてもいい。地区社協は毎日活動しているわけではない。忙しければやむを得ない場合もあるだろう。とにかく、社協は、地区社協、各団体、各施設等と一体であるということを意識的にも実態的にも目指すべきである。職員にも何かができるという成功体験をさせることが必要だと思う(かまくらりんどうの会)
- ・ 市、社協、地域包括支援センターの役割を明確にして、問題が起きた時、まずどこに相談すれば良いかまよわないようにお願いしたい(鎌倉市老人クラブ連合会)
- ・ 制度改革が進み、国の方が先端的であり、今ではそれに追いつくだけで、精一杯であるのが市の状況である。また、社協ではこのような状況を踏まえ、社協としてどのように対処すべきか明確な姿勢を示すべき。ここで重点項目を挙げたところで、社協の取り組み姿勢が見えない現状では絵に描いた餅になってしまう。
制度が充実してきている現状で、かなり細目なところが問題になるので重点項目との表現自体が、現状にマッチしない。例えば、精神障害者の長期入院者の地域移行について、社協はどのような取り組みができるのか。また、それを検討したことがあるのか。先述した障害者基幹相談支援センターについて、社協はどのように取り組むのか。また、その検討をしたことがあるのか。全国の社協の中には、市と協力しこれに取り組まれている社協は数多くある(鎌倉市肢体不自由児者父母の会)
- ・ 小学校の教員や養護教諭に精神障害について理解を深める機会を作って欲しい。以前、精神障害を発症して5年未満のお子さんの親を対象にした家族教室を保健所でやっていて、それがきっかけとなってこの会に入った。一人で悩んでいる親のためにもそのような講習会を開催して欲しい(青い麦の会)
- ・ 当事者の住まい。グループホームの推進(場所が確保できない。理解が得られない。設置基準が厳しい)地域における障害者への理解・啓発(鎌倉市自閉症児者父母の会)
- ・ 市の役員や社会福祉協議会の役員は早く変わりすぎる(鎌倉和楽会)
- ・ 市及び社協は年中無休であって欲しい(鎌倉市身体障害者福祉協会)
- ・ あおぞら園の卒業生が訓練をする場が無い。活動場所がとり難い。福祉センターの1階部分の部屋を貸してもらえると有難い。土日に福祉センターを使うことがあるが、プロジェクターを使えるようにして欲しい(福祉・教育ネット)

(2) 民生委員児童委員、NPO団体、福祉施設、障害者相談支援事業所、地域包括支援センターへのアンケート

- ア 実施期間 平成26年8月8日～平成26年8月22日
- イ 実施対象団体
- 民生委員児童委員協議会
(第1地区、第2地区、第3地区、第5地区、第6地区、第7地区、第9地区、第10地区)
 - NPO団体
(青空自主保育なかよし会、やんちゃお、梶原遊び基地、NPO法人輝き・遊っ子楽っ子、青空自主保育にこにこ会、かまくら子育て支援グループ懇談会、ひなたぼっこ、成年後見サポート・文化財支援センター、鎌倉市ホームヘルプサービス連絡会、NPO法人キャンナス、かまくら認知症ネットワーク)
 - 福祉施設
(鎌倉静養館、鎌倉薫風)
 - 障害者相談支援事業所
(あさひ訪問看護・介護ステーション、相談支援事業所 麦の穂、株式会社ハーモニー)
 - 地域包括支援センター
(聖テレジア、きしろ、ふれあいの泉、湘南鎌倉、ささりんどう鎌倉、鎌倉静養館、鎌倉市社会福祉協議会)

【民生委員・児童委員】

- ・ 個人情報への壁、要援護者を把握できない
- ・ 地域のケアマネや介護施設との連携が不足
- ・ 災害時要援護者名簿の共有が出来ていない
- ・ 市からの要援護者情報の提供がないため、個人の足・熱意で稼ぐしかない
- ・ フォーマル／インフォーマルの地域ぐるみの活動促進と、包括ケアシステムの確立・充実
- ・ 民生委員と地区社協とは連携が取れている
- ・ 地域の中での分野を超えた、また、専門職と民生委員、地区住民、当事者家族の情報交換会や小地域ケア会議のようなものが必要

【子育て支援団体】

- ・ 支援の漏れや情報提供のための、子どもの人数の把握と提供
- ・ 自主保育団体同士での情報交換、情報共有の場づくり
- ・ 育児悩み相談や親子同士ふれ合いの場が必要
- ・ 託児機能と駐車場のある会議室がない
- ・ インフラが整っていないので、市外の行事・活動に参加
- ・ 自主保育17団体が結集して連絡会が作られているが、市の委託事業の受け皿になってしまっており、活動の飛躍が必要
- ・ 自主保育団体では虐待、貧困などをすくい上げられていない。親が出てこないと…
- ・ 市の課ごとの類似事業の整理・連携
- ・ ボランティアより就労を希望する人が増えてきており、人員（スタッフ）確保が困難

〔NPO団体〕

- ・ 成年後見の普及のための地域、包括、施設、NPO等の連携
- ・ 成年後見利用促進のセミナーや相談会の回数増
- ・ NPO介護支援機構と市社協の関係・連携がうまくない
- ・ ホームヘルプサービス連絡会は活動者が高齢化、生活支援だけでは採算が取れず連携不足
- ・ 地域で他団体との連携必要
- ・ ニーズに応え切れていない、協働できる仕組みを市・社協に作ってもらいたい

〔福祉施設〕

- ・ 有料老人ホームが地域と繋がっていない

〔障害者相談支援事業所〕

- ・ 通所困難利用者が多く、送迎のみを担ってくれる資源が必要
- ・ 相談支援事業所と、民生委員・地域、地域包括支援センターとの連携強化
- ・ 相談支援事業所と障害者サービス事業所との連携強化
- ・ 障害と高齢者分野、医療・教育分野との連携が必要
- ・ 障害者問題はどこに相談窓口があるのかも知られていない・・・地域連携、PRが必要
- ・ インターネットを利用できない人も多いため、事業所を紹介した冊子などが必要

〔地域包括支援センター〕

- ・ 非該当者への支援（地域での）が必要
- ・ 分野を超えた他機関との連携やNPOとの連携ができていない、これらに加え、インフォーマルケアとの連携などをすすめ、地域包括ケアシステム構築が必要
- ・ 7包括の連携会議を実施している
- ・ 地域（自治会）へのアプローチの仕方に苦慮
- ・ 徘徊認知症高齢者の検索システムの構築

鎌倉市 健康福祉部 福祉総務課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467-23-3000 (内線 2364) FAX 0467-23-7505

E-mail:fukushi@city.kamakura.kanagawa.jp

URL:<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

〒248-0012 鎌倉市御成町20番21号

TEL 0467-23-1075 FAX 0467-22-2213

E-mail:chiiki@kamakura-shakyo.jp

URL:<http://www.kamakura-shakyo.jp/>

鎌倉市の地域福祉を推進するための
かまくらささえあい福祉プラン

平成27年度～平成29年度

鎌倉市
社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

